

令和7年2月25日 14時00分

近 畿 地 方 整 備 局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社ビケンテクノ

期間: 令和7年2月25日から令和7年3月24日まで(1ヶ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

(株)ビケンテクノの元課長が、業務上横領の容疑で逮捕されたことは「工事請負契約に係る指名停止の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6941-8461

契 約 課 長 おおぎり 大桐 あつひこ 敦彦 (内線 2511)

建 設 専 門 官 はやかわ 早川 たかし 健 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経 理 調 達 課 長 かとう 加藤 ひであき 英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ 武田 ともみ 知美 (内線 6313)

令和7年2月25日

近畿地方整備局

株式会社ビケンテクノに対する指名停止措置について

1. 案件の概要

マンション管理組合の出納業務を請け負い、通帳を保管するなどしていた株式会社ビケンテクノの元課長が、令和5年6～10月の間に、担当していた大阪府中央区のマンション管理組合の金融機関口座から、9回にわたり修繕積立金約4,700万円を払い戻して着服したとして、令和7年1月21日に業務上横領の容疑により大阪府警に逮捕された。

2. 指名停止措置理由

株式会社ビケンテクノの元課長が、業務上横領の容疑で逮捕されたことは「工事請負契約に係る指名停止の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため

従って、本件については、指名停止1ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社ビケンテクノ

大阪府吹田市南金田2-12-1

代表取締役社長 梶山 龍誠

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年2月25日から令和7年3月24日まで（1ヶ月）

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2＞

（不正又は不誠実な行為）

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。